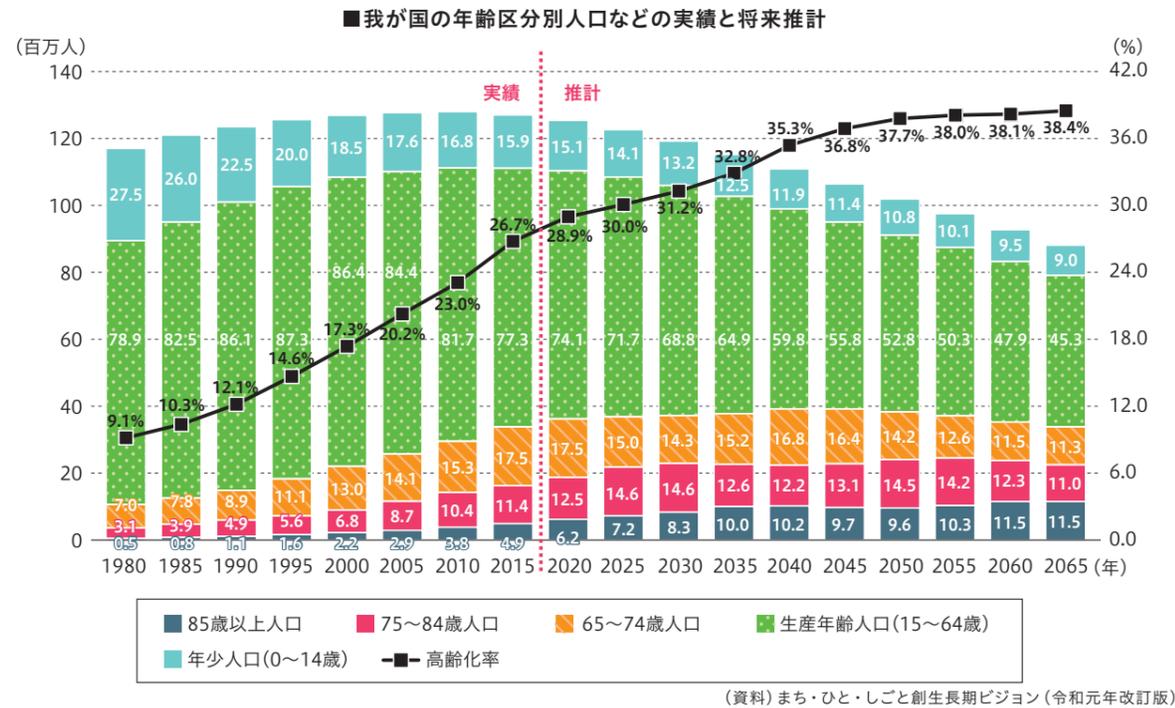


資料編

人口について

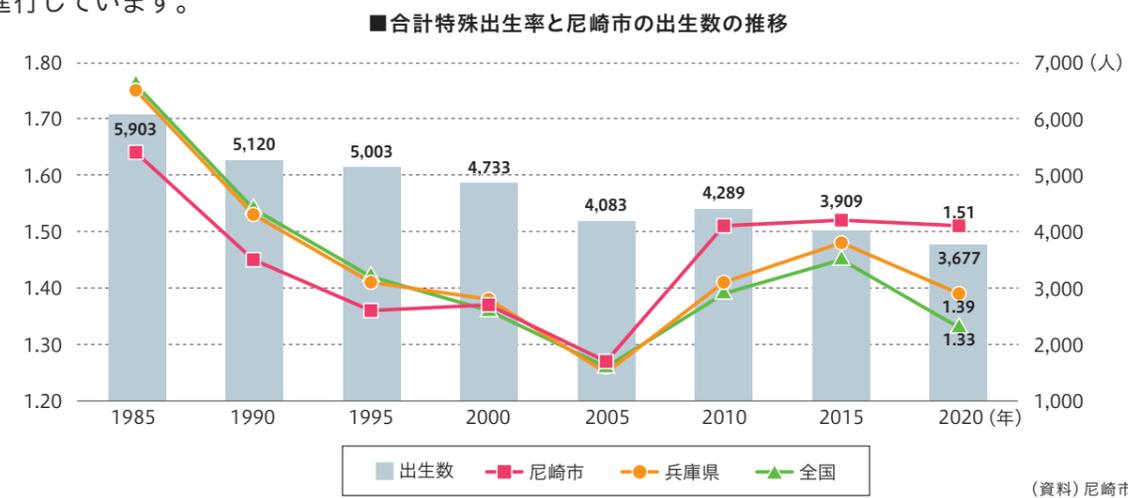
我が国の人口の将来推計

全国的に、少子化・高齢化が進行するなか、令和24年(2042年)には高齢者人口がピークを迎えます。社会保障費の増大や生産年齢人口が減少することによるサービス供給力の低下などさまざまな影響が懸念されます。

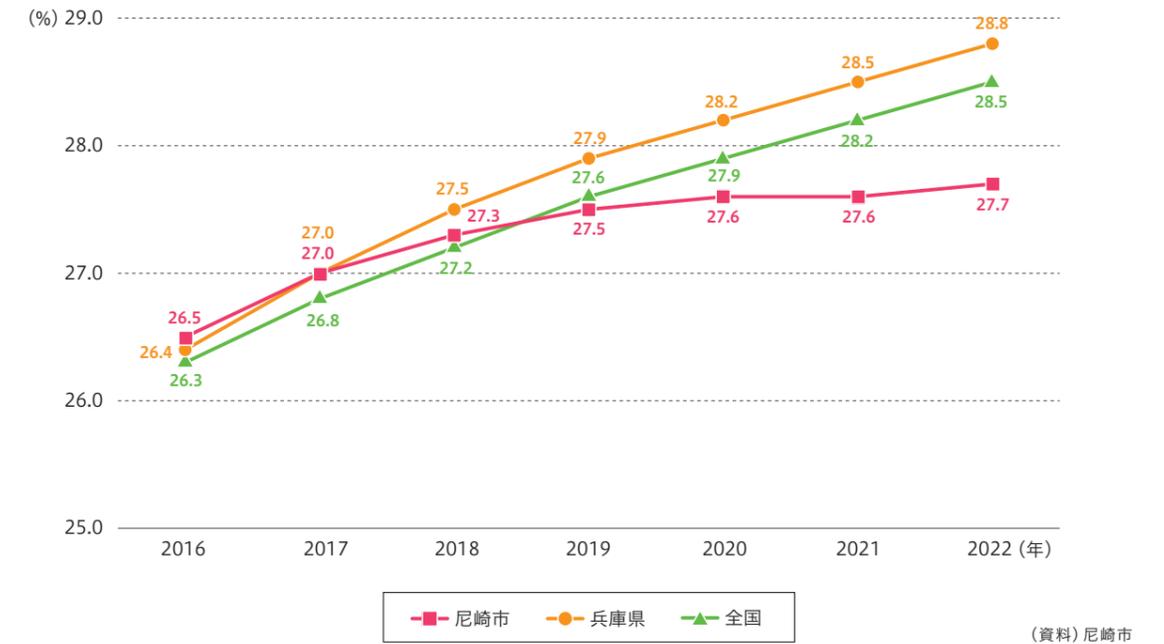


少子化・高齢化の進行

本市の合計特殊出生率は、平成17年(2005年)以降、国、兵庫県と比較して高くなっていますが、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる、人口置換水準2.07(国立社会保障・人口問題研究所(平成27年(2015年)))よりは低く、出生数は減少傾向となっています。また、高齢化率も国、兵庫県と比較して近年鈍化しているものの、上昇傾向にあり、少子化・高齢化が進行しています。



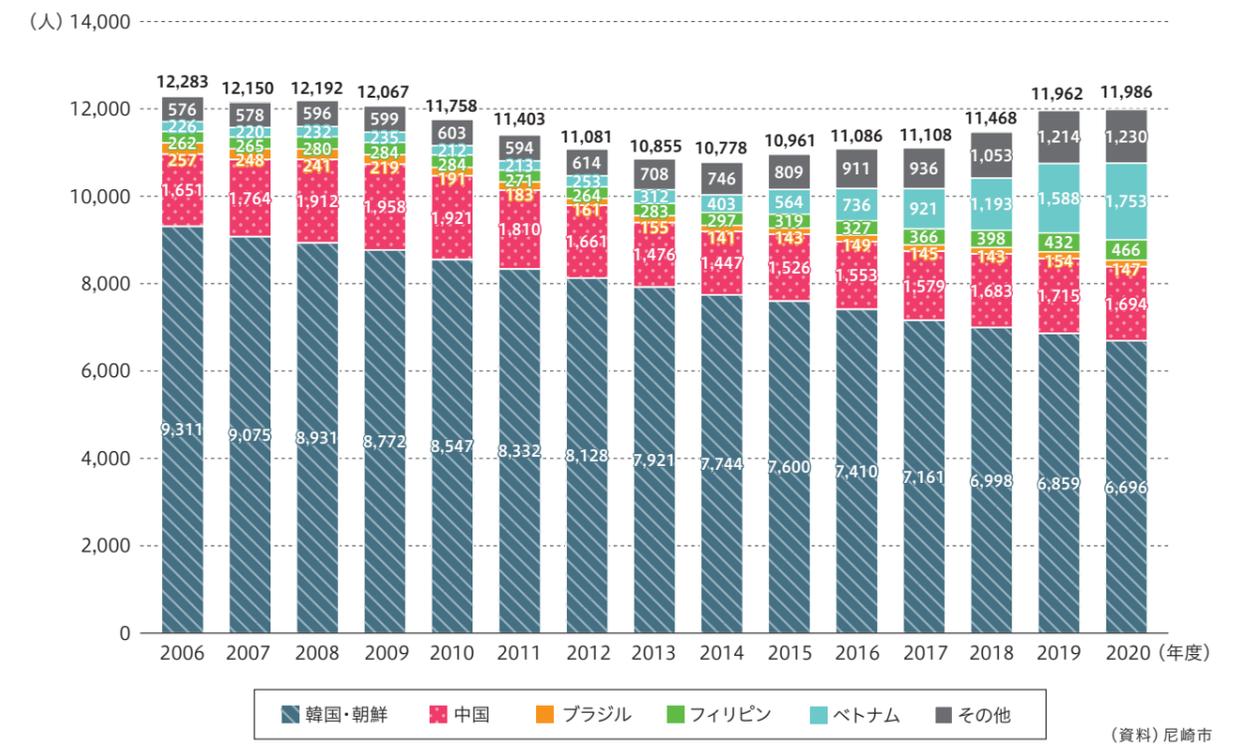
高齢者割合(高齢化率)の推移



外国籍住民の増加

本市の外国籍住民は、近年、増加傾向となっています。内訳としては、韓国・朝鮮籍住民が減少傾向にある一方、ベトナム籍住民が大幅に増加しています。

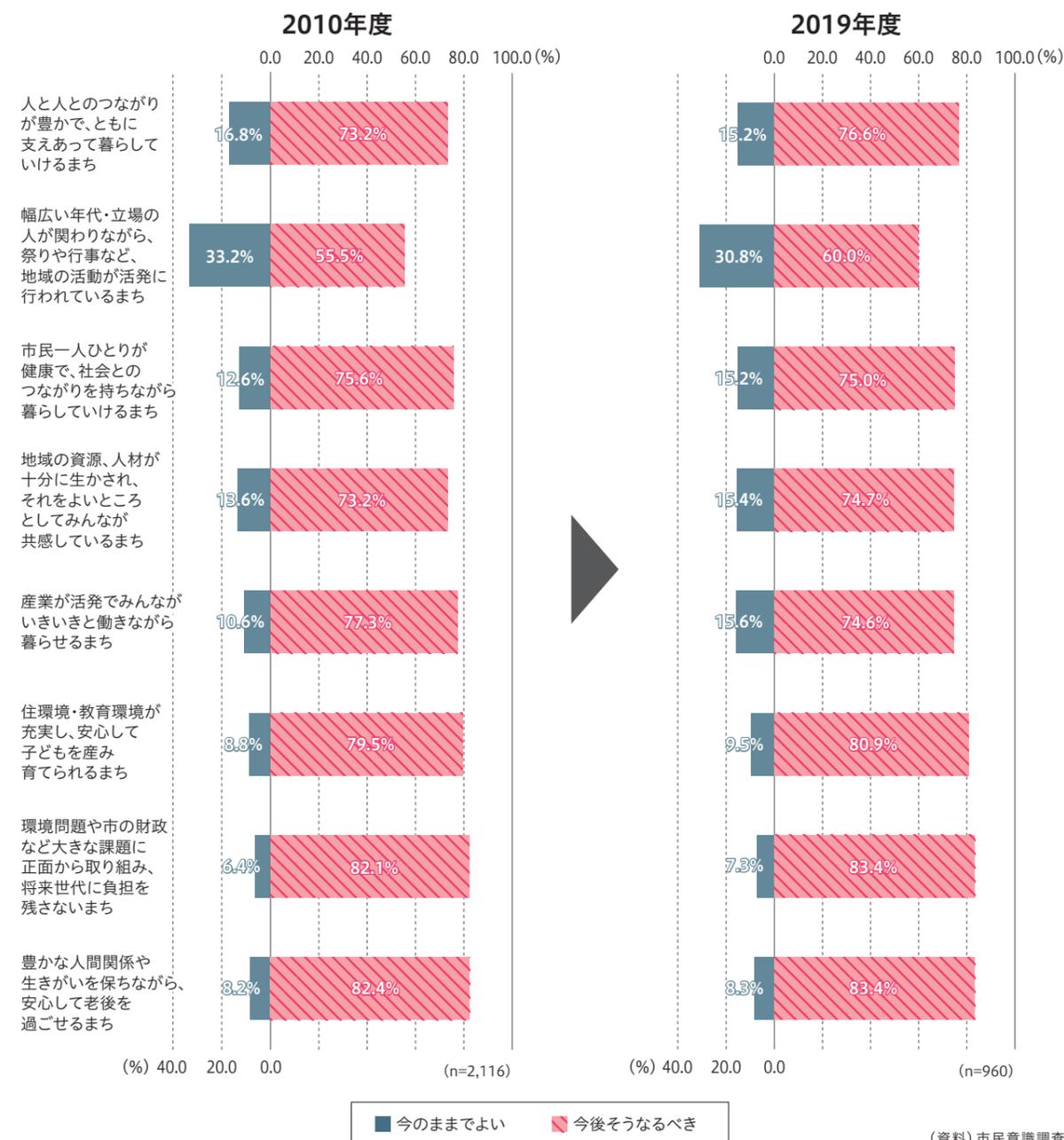
国籍別登録外国人数の推移



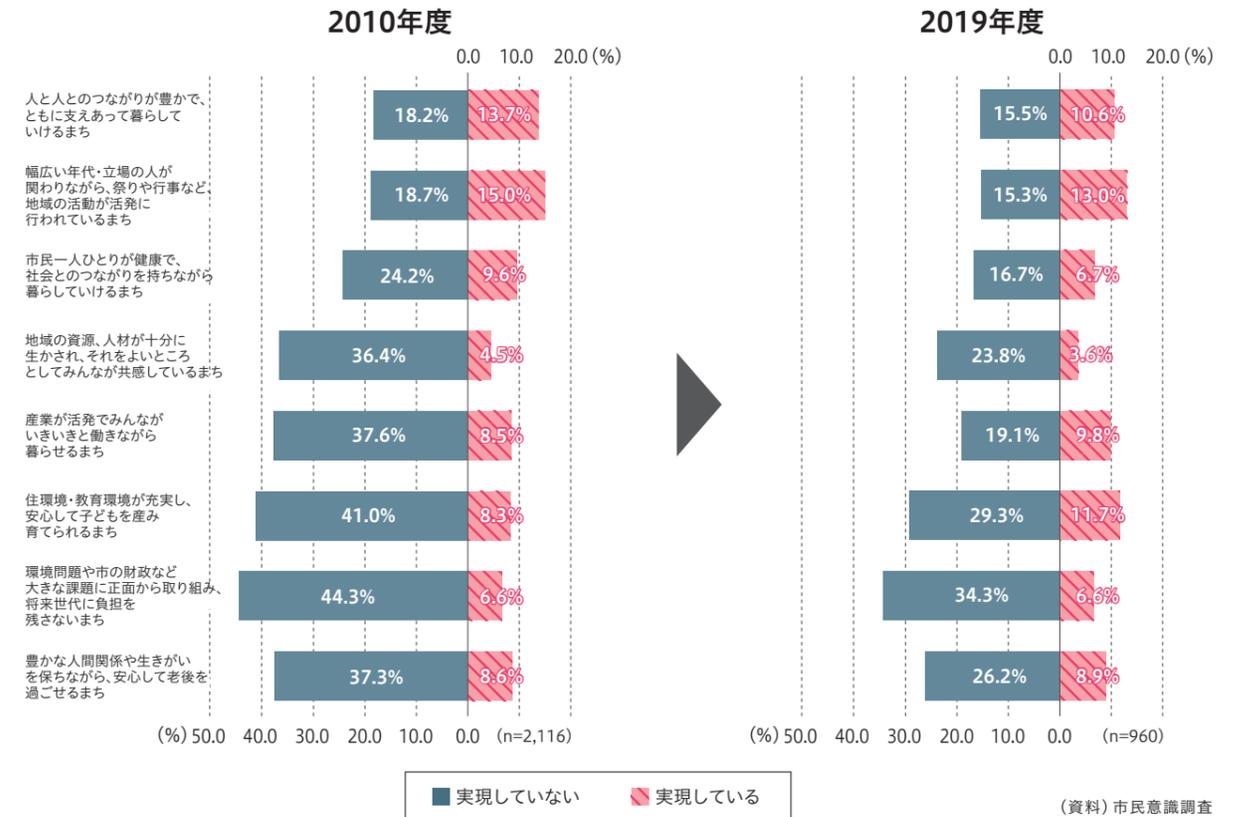
市民意識の変化について

第5次尼崎市総合計画の「ありたいまち」の考え方の構成要素となる、望ましいまちの「方向性」や「実現性」に係る質問について、平成22年度(2010年度)と令和元年度(2019年度)に実施した市民意識調査結果を比較しました。「方向性」については、どちらも「今後そうなるべき」が半数を超えており、「ありたいまち」の構成要素については概ね共感が得られているものと考えられます。また、「実現性」については、すべての項目において「実現していない」の回答が減少し、一定の進捗があったものの、「実現している」よりも多い状況です。そうしたことから、第6次尼崎市総合計画でも、第5次尼崎市総合計画の「ありたいまち」の考え方を包含しつつ、まちづくりを進めることが重要です。

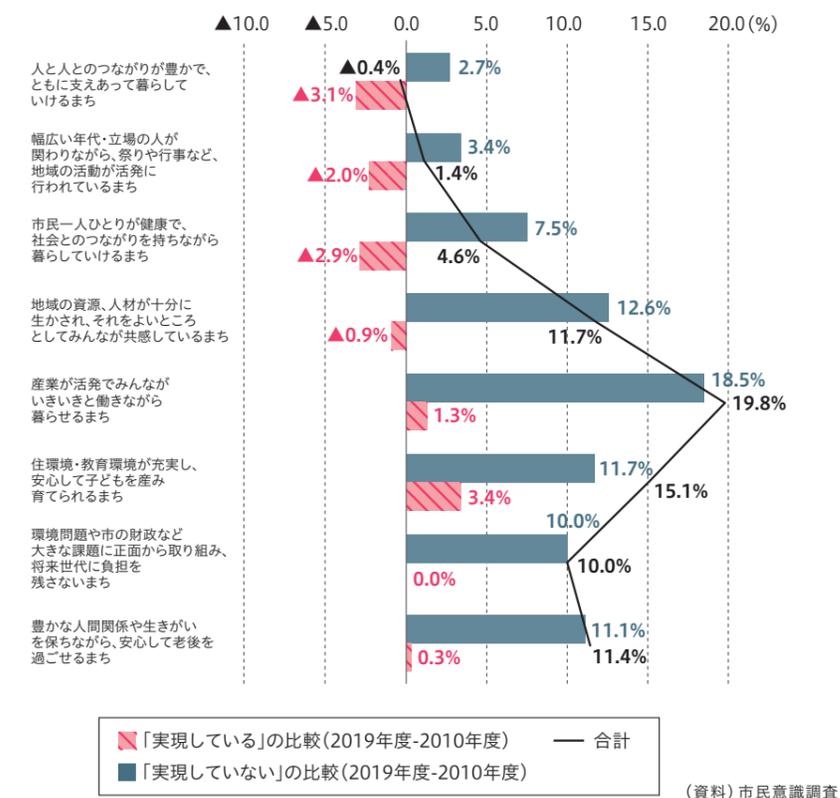
■望ましいまちの「方向性」について(今のままでよい/今後そうなるべき)



■望ましいまちの「実現性」について(今後そうなるべきと答えた方のうち、実現している/実現していない)



■2010年度と2019年度の比較(進捗状況)



用語解説

英数字

3R p69
環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組（Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再生利用））の頭文字をとったもの。リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で取り組むことが求められている。

8050問題 p54
80歳代の親と50歳代の無業のひきこもり者が同一世帯で生活し、社会から孤立した状態となっていること。

DX p72,76
Digital Transformationの略。デジタル技術とデータを活用して、既存の業務プロセスなどを改革し、新たな価値の創出と社会の仕組みの変革を進めること。

GIGAスクール構想 p50,51
GIGA=Global and Innovation Gateway for Allの略。1人1台端末と高速大容量の通信環境を一体的に整備し、ICTや先端技術を効果的に教育に活用する構想。

HACCP p61
Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品など事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入などの危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程のなかで、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

ICT p15,50,51,76,86
Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

IoT p15,67
Internet of Thingsの略。あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術。

RPA p76
Robotic Process Automationの略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

Society5.0 p15
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿のこと。

あ行

アウトソーシング p76
業務の一部を外部の協力先に委託するなど、業務に必要な人やサービスを外部から調達すること。

アウトリーチ p54
積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。訪問支援。

悪性新生物 p60
がんのこと。肉腫やリンパ腫も含まれる。

後伸びする力 p51
目先の結果のみを期待するのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくる力。

あまがさきSDGsパートナー p66
令和2年度（2020年度）より、市内のSDGs達成に向けた取組を推進するため、SDGs達成に資する取組を行う企業や団体を、「あまがさきSDGsパートナー」として登録している。

あまがさき環境オープンカレッジ p68
市民・学校・事業者・行政がともに環境について学び、交流の場をつくり、市民の環境活動を応援するための活動の場。

あまがさき観光局 p66
観光地域づくりに未来志向で取り組んでいくため、平成29年（2017年）9月に策定した「尼崎版観光地域づくり推進指針」にもとづき、その舵取り役となり着実に事業を推進していく担い手として、平成30年（2018年）3月に設立した一般社団法人。

尼崎市気候非常事態行動宣言 p14,68,96,98
地球温暖化による危機を市民・事業者等と共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和3年（2021年）6月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明。令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざし、取組を進めていく。

あま咲きコイン p42,66,67,69
尼崎市のみで使える独自の電子地域通貨で、健康づくりや環境に優しい活動、ボランティア活動など、SDGsの達成につながる行動や、市内の買い物でポイントを付与し、市内地域経済の活性化やSDGsの行動の推進を目的とするもの。

あましえあ p46,54
公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設、市民活動団体などの幅広い地域情報を掲載していくサイト。

あまつなぎ p58
地域の医療・介護の連携を推進するため、尼崎市医師会内に「尼崎市医療・介護連携支援センターあまつなぎ」を設置し、在宅医療に関する相談窓口、退院調整への支援、在宅医療・介護資源の把握、多職種・多機関間の連携推進、連携を推進するための研修、市民への啓発などに取り組んでいる。

あまのかけはし p52
保育の現場で働きたい方と人材を求める尼崎市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業をつなぐ、職業紹介事業を実施している尼崎市保育士・保育所支援センターの愛称。

新たなモビリティ p62
電動キックボードや立ち乗り電動スクーターなどの新たな移動手段のこと。多様化する移動ニーズに対応でき、誰もが気軽に利用できるものとして活用が期待されている。

生きる力 p36,51,53
知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康と体力」の3つの要素からなる力。

一次救急医療 p60
入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。

インクルーシブ教育システム p40,50,51
障害のある人と障害のない人がともに学び、自立と社会参加を見据えて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の提供を行うこと。

エネルギーの地産地消 p42
地域に必要なエネルギーを再生可能エネルギーなど地域のエネルギー資源によって賄うこと。

エリアブランディング p37,39,43,71
特定のエリアにおいて、市民・事業者等・行政が連携し、そのエリアの特性（人・文化・環境・歴史など）を生かしたまちづくりを進めながら、情報発信も合わせて行うことで、まちの魅力のさらなる向上を図ること。

か行

外国人総合相談センター p48
外国籍住民が安心して本市で暮らし、生活を楽しめるように、生活課題の解決に必要な情報提供や専門機関の紹介を実施している。令和3年（2021年）5月に開始し、令和4年（2022年）3月末時点で延べ550件の相談実績。

海洋プラスチックごみ p14
国民生活や事業活動に伴い、陸域で発生したプラスチックごみの一部が、廃棄物処理制度により回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川その他の公共の水域などを経由して海域に流出したものや、漁業、マリレジャーなどにおいて海域で使用されるプラスチック製品が直接海域に流出したもの。

用語解説

関係人口..... p26
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様にかかわる人々のこと。地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

気づき支援型地域ケア会議..... p58
高齢者の生活の質の維持・向上を図り、多職種による協議により、生活上の課題を確認するとともに、医療・介護のサービスだけでなく、生活環境・生活習慣の改善や生活上の工夫、社会参加などを含めた具体的な支援策を検討する地域ケア会議。

キャリアマネジメント..... p72,75
組織の目標や目的を踏まえ、個々の職員のキャリアをどのように生かし、いかに育成していくのかといった組織視点と、職員自身も自らのキャリアビジョンを持って主体的な成長に努めていくといった個人視点の2つの観点で捉えており、組織と個人がwin-winの関係を持って、互いに成長できる状態をめざしてマネジメントしていくこと。

強制徴収債権..... p72,78
課税処分、使用料賦課決定処分などの行政処分（公法上の原因）によって生じる債権のうち、滞納処分を行うことができる債権のこと。

グループホーム..... p56,57,97
障害福祉サービスの1つ。障害のある人が、入浴や排せつ、食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を受け、共同で生活する住居。

健康寿命..... p41,60,61,92,96,98
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。本市で示す「健康寿命」は、「日常生活が自立（要介護2～5でない）している期間の平均」としている。

権利擁護..... p52,54,55,56,57,59
自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障害のある人などの代わりに、代理人などが権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること。また、子どもの権利擁護については、子ども一人ひとりが権利の主体として独立した人格を有し、子どもの意思や意見を尊重するとともに、子どもの最善の利益を尊重すること。

合理的配慮..... p56
障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、社会的障壁を取り除くため、状況などに応じて行われる配慮。過度の負担にならない範囲で選択する必要がある。

高齢化率..... p13,82,83
総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

子ども食堂..... p52
無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する、地域住民などによる民間発の取組。

個別避難計画..... p64,65
避難行動要支援者ごとの避難支援などを実施するための計画（災害対策基本法第49条の14）。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）..... p40,50,51

学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組み「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にもとづく制度。

さ行

サーキュラーエコノミー..... p68
資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などをめざすもの。

災害マネジメントシステム..... p64
災害時に発生する膨大な情報（被害情報、災害対応情報、避難所情報、物資情報など）を全庁的にリアルタイムで集約し共有できるシステム。

産学公融ネットワーク..... p42,67
産業関係団体など、国、兵庫県、市によって構成される組織で、産業の振興などを支援する活動を行うものをいう。

ジェンダー..... p48,49,94
社会的・文化的に形成された性別のこと。

シチズンシップ..... p7,22,24,37,39,43,46
社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりが持つ当事者意識及び行動力。

児童相談所..... p40,52,53
子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況などを的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関。

シビックプライド..... p22,37,39,43,46,96
まちへの誇りと愛着。

市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）..... p56
障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、地域における交流の場として、毎年開催しているイベント。

社会的包摂..... p22,37,93
社会的に弱い立場にある人々も含め市民一人ひとりを排除や孤独、孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支えあう考え方のこと。

収益事業収入..... p21
地方自治体が、自主財源の確保のために行う収益事業（モーターボート競走事業など）から得られる収入のこと。本市では令和3年度（2021年度）時点で、モーターボート競走事業及び競馬事業からの収益事業収入がある。

重層的支援..... p41,54
社会福祉法第106条の4に規定された重層的支援体制整備事業を活用し、既存の相談支援などの取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズの解決に向けて取り組む支援をいう。

主要3基金..... p77
財政調整基金、減債基金、公共施設整備保全基金のこと。

循環型社会..... p37,68,69,86,98
廃棄物などの発生抑制、循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

食育..... p51,61
生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

職員パラレルキャリア応援制度..... p75
社会貢献や地域貢献につながる職務以外の活動に積極的に参加する職員を組織として応援し、職員の多様なキャリア形成の促進を図る制度。

森林環境譲与税..... p68
我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされている。

スクラップ&ビルド..... p77
経営方針の1つで、老朽化した施設を廃止し能率的な施設を作っていくことから転じ、組織や事業を新設する場合は既存のものを改廃し、全体として組織や事業の拡大を防ぐこと。

スケールメリット..... p80
規模を大きくすることによって得られる効果や利益のこと。

スモールオフィス機能..... p67
小さなオフィスなどでビジネスを行っている事業者を支援する機能。本市では創業支援オフィス「アビーズ」、アビーズに併設する「起業プラザひょうご尼崎」（兵庫県事業）、及びエーリックなどで創業支援事業を行っている。

用語解説

生活困窮者…………… p54
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法第3条第1項）。ただし、現に経済的に困窮していなくても、社会的孤立の状態にあるために、失業や病気、家族の変化など生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性もはらんでいる状態にある人なども含まれる。

生活利便施設カバー率…………… p71,98
生活利便施設（医療施設、福祉施設、商業施設）の施設数に応じた利用圏の面積が、市内の居住を誘導する区域の面積に占める割合。

税源の涵養…………… p21,27
安定した税源の維持、拡大を図ること。

生物多様性…………… p68,69,94
生物に関する多様性を示す概念のことで、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があることをいう。

セーフティネット機能…………… p16,72
生活するなかで起こるさまざまなリスクに備え、最悪の事態を回避するために用意された仕組み。

た行

第二創業…………… p66
既に何らかの事業を行っている事業者がその業態の転換をしたり、新たに別の事業に進出したりすること。

多層的な情報伝達…………… p64
市民・事業者等へ災害情報などを確実に伝達するため、1つの手段に限らず、複数の情報伝達手段を組み合わせること。

脱炭素社会 p12,14,25,37,38,39,42,68,69,79,87,96,98,102
地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を吸収・回収することで、排出量を実質的にゼロにする社会のこと。

多頭飼育問題…………… p54,60,61
飼い主と動物と周辺の生活環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題。

ダブルケア…………… p54
晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担う状況。

多文化共生…………… p13,48,49
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

男女共同参画…………… p48,49
男女が性別に捉われることなく社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受でき、かつ、ともに責任を担うべき状態のこと。

地域活動…………… p14,34,35,43,46,56,96
社会福祉協議会や自治会の活動、防犯・防災活動や交通安全活動、地域の美化・緑化活動、子育て支援（子育てサークル、子どもの見守り、子ども会など）といった地域で行われるさまざまな活動。

地域共生社会…………… p26,39,41,96
少子化・高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化などにより、人々の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化している現状を踏まえ、平成28年（2016年）に国が示した「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会」という考え方。

地域資源…………… p27,46,53,54
文化財をはじめとした歴史的、文化的価値のある建造物などの資産（地域資産）のほか、地域の人々や団体、事業者の活動、自然など、まちづくりに関連すると考えられるものすべて。

地域生活支援拠点…………… p56
障害のある人の居宅支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

長期実践型インターンシップ…………… p66
学生が尼崎市内の企業で3～6か月の期間、新規事業の企画や社内の課題解決など、実践的なプロジェクトに携わるプログラムのこと。

デジタル・シチズンシップ教育…………… p15
優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育。

特殊詐欺…………… p62
被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みなどの方法により、不特定多数の人から現金などをだまし取る犯罪を指し、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」などの手口が含まれている。

都市の体質転換…………… p21,27
本市の特徴として、所得の低い階層や年金収入のみで生活することが困難な高齢者が多く、経済雇用情勢の悪化や高齢化に伴って、生活困窮に陥りやすい人が多い都市の体質となっていることから、現役世代の増加に向けた定住・転入促進対策や、誰もが健康で自立した生活を送れるよう対策を講じることにより、社会構造の変化に対応しようとするもの。

土地開発公社…………… p21
「公有地の拡大の推進に関する法律」にもとづき、公共用地などの取得、管理、処分などを行うことを目的に設立された法人。

な行

ナッジ…………… p16
行動経済学などで使用される用語で、人々にきっかけを与えることでより良い行動を促す手法のこと。

認知症高齢者等個人賠償責任保険…………… p58
認知症の人及びその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備するために、認知症の人が日常生活における偶発的な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなどによって、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する制度。

認知症サポーター…………… p58,59,98
認知症の人及びその家族の応援者として「認知症サポーター養成講座」を受講した人。

認定農業者制度…………… p66
貴重な都市農地を維持・保全していくために、意欲のある農業者に対し、安定して営農を継続していくための支援策として「認定農業者制度」を創設し、本市の農業を担う農業者を育成するもの。

年齢調整死亡率…………… p60
年齢構成の異なる地域間での死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した率のこと。

用語解説

は行

パートナーシップ宣誓制度..... p48
日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティである2人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証を交付する制度。

ハザードマップ..... p64
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

発達特性..... p53
生まれつきみられる脳の働き方の違いによる、落ち着きがない・待てない・人との相互のやりとりが難しいなどの特徴がある状態。

非強制徴収債権..... p72,78
行政処分によって生じる債権のうち、滞納処分を行うことができない債権及び契約、不法行為（私法上の原因）などによって生じる債権。

避難行動要支援者名簿..... p64
市町村に作成が義務付けられ、地域防災計画に定める避難行動要支援者の避難支援などを実施するための基礎となる名簿（災害対策基本法第49条の10）。

非認知能力..... p50
IQや学力テストで計測される認知能力とは異なり、自己認識、意欲、忍耐力、自制心、社会的適性、創造性などの測定できない個人の特性による能力。

ファシリティマネジメント..... p79
施設の利活用や長期的な保全などコストと便益の最適化を図ることを目的とした総合的な施設の管理手法のこと。

福祉避難所..... p54,64
災害対策基本法にもとづく避難所のなかで、要配慮者の円滑な利用の確保や、要配慮者が相談支援などを受けられる体制の整備が行われた避難所（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）。本市では、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど、要配慮者の利用に適した環境を確保できる施設を福祉避難所として指定している。

フレイル..... p58
加齢に伴う心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態。

分野別マスタープラン..... p45
総合計画の各施策の推進に向けて、必要に応じて策定される分野別計画のうち、当該施策の方向性などを示す最も基本的な計画。

ヘルスアップ尼崎戦略..... p41,60
超高齢社会においても持続可能なまちであり続けるため、市民の健康寿命の延伸と結果としての医療費や扶助費などの適正化に向け、ライフステージに応じた、生活習慣病の発症や重症化予防に効率的・効果的に取り組む全庁横断的な戦略。

保護司..... p54,55,97
保護司法にもとづき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときに、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰宅環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。

ま行

まち育て..... p70
「住まい・まちの魅力」を高めることを総称して「まち育て」と位置付けている。地域の実情に応じて、地域住民や地域に関心を持つ人が主体的に考え実践する地域主体の「まち育て」を地域に寄り添いながら支援する。

密集市街地..... p70
道路や公園などが十分に整備されず、木造の建物が密集し、地震時などの火災発生時に大きな延焼被害が想定される市街地のこと。

民生児童委員..... p54,55,97
民生委員法にもとづき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねているため、本市では民生児童委員と表記している。住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスにつなぐたり、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などを行う無報酬のボランティアとして活動している。

メディアリテラシー教育..... p15
文字とともに映像や音声として送り出されてくる情報の意味するところを批判的に読み解く能力を育成する教育。

目標管理対象将来負担..... p77
将来負担から、臨時財政対策債や災害復旧債などの本市の意思にかかわらず、事実上発行を選択せざるを得ない市債残高を除いたもの。

や行

ヤングケアラー..... p53,54
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。家族の介護などにより勉強や友人と過ごす時間が十分に取れない、進路を諦めざるを得ないといった問題が生じている。

ユースカウンスル..... p40
若者評議会のこと。若者が直面するさまざまな課題の解決のために、自ら調べ行動するなかで主体性や社会性をはぐくむとともに、市に政策提言を行う取組。

ユースワーク..... p52,53
若者の成長や社会的包摂・幸福をめざして実施する総合的な支援活動であり、若者の主体性を尊重し、寄り添うなかで、若者が課題や問題を抱えたときに、自ら乗り越え解決していく力を獲得できるよう支援すること。

用途地域..... p19,70
住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用を規制するもの。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の用途などが決定する。

ら行

ライフサイクルコスト..... p79
建物などの建設費用だけでなく、計画から運営、管理、解体までに必要な全体費用。

わ行

ワンストップサービス..... p76
1つの場所や環境でさまざまなサービスが受けられること。

施策間連携 (SDGs)

施策ごとに対応するSDGsのゴールを記載しています。本市では総合計画の推進を図ることでSDGsの達成をめざしています。

	施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育	施策4 子ども・子育て支援	施策5 地域福祉	施策6 障害者支援	施策7 高齢者支援	施策8 健康支援	施策9 生活安全	施策10 消防・防災	施策11 地域経済・雇用就労	施策12 環境保全・創造	施策13 都市機能・住環境
1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ				●	●					●			
2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する			●	●	●			●			●		
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する				●	●	●	●	●	●			●	
4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	●	●	●	●	●	●					●	●	
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を図る		●		●	●								
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する												●	●
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する											●	●	
8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	●	●	●	●	●	●	●				●	●	
9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエント(強靱)なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション(技術革新)の拡大を図る											●	●	●
10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する		●			●	●	●	●					
11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント(強靱)かつ持続可能にする	●				●	●	●		●	●	●	●	●
12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する											●	●	
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る			●							●	●	●	●
14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する												●	●
15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る												●	
16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

指標一覧

総合指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
ファミリー世帯の転出超過数	378世帯 (令和3年実績)	189世帯	将来にわたり持続的なまちの活力を測る「人口」の視点として設定
市民参画指数(市民意識調査)	40.6	49.8	活動の場の創出など、まちの魅力を測る「まちへの愛着」の視点として設定
「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合(市民意識調査)	91.3%	93.9%	居住地としてのまちの評価を測る「市民の実感」の視点として設定

主要取組項目	指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
① 子ども・教育	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合(市民意識調査)	56.9%	69.2%	子育て環境の充実、本市の最重要課題であるファミリー世帯の定住・転入を促進するための非常に重要な要素であることから、市民の実感を測る。
	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	小6 0～▲2Pt 中3 ▲2～▲4Pt	全国平均以上	基礎学力の向上は、今後の社会を切り拓くためのベースとなり、ファミリー世帯の定住・転入にも影響があると考えられることから設定している。
② 生きがい・ささえあい	「安全で安心して暮らせるまち」だと感じている市民の割合(市民意識調査)	61.8%	76.3%	すべての人が安全・安心を実感し、支えあうことで地域共生社会が実現できることから、市民の実感を測る。
	健康寿命の延伸	健康寿命と平均寿命の差 男性 ▲1.63歳 女性 ▲3.59歳 (令和2年度実績)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	市民一人ひとりがライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むことで、健やかで自立した生活を維持できると考えていることから健康寿命の延びを測る。
③ 脱炭素・経済活性	市域における二酸化炭素排出量	2,494kt-CO ₂ (令和2年度速報値)	2,049kt-CO ₂	「尼崎市気候非常事態行動宣言」にもとづき、令和32年(2050年)までに脱炭素社会を実現するため、市域における二酸化炭素排出量を測る。
	市内総生産(実質 GRP)	19,826億円 (令和元年度実績)	GDP成長率(実質)を上回る増	地域経済の活性化状況・成長を確認するため、市内総生産の成長率を測る。
④ 魅力向上・発信	「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合(市民意識調査)	7.1%	13.1%	自治のまちづくりの推進のためには、学びと活動の循環が重要になることから、市民の実感として、学びを活動につなげている(つながった)市民の割合を測る。
	「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合(市民意識調査)	55.7%	61.7%	イメージの向上は、シビックプライドの醸成につながることから、市民の実感を測る。

施策	代表指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
施策1 地域コミュニティ・学び	I 「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合(市民意識調査)	15.6%	30.0%	市民一人ひとりが身近な地域に関心を持ち、それぞれが自らの問題として行動していけるような状態をめざしていることからIを、また、学びと活動の循環により、地域への愛着や地域を支える人材がはぐくまれる環境づくりをめざしていることからIIを設定している。
	II 「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合(参加者アンケート)	78.1%	90.0%	
施策2 人権尊重・多文化共生	I 「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合(市民意識調査)	68.6%	82.6%	誰もが人権侵害を受けず、権利を行使できる主体として認められる社会をめざし、その実感を測るためにIを、また人権について学び続けるためには関心を持つことが重要であることからIIを設定している。
	II 「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合(受講者アンケート)	83.6%	90.0%	
施策3 学校教育	I 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	小6 0～▲2Pt 中3 ▲2～▲4Pt	全国平均以上	今後の社会を切り拓くためには基礎学力がベースになることから、学力の指標としてIを、変化の激しい社会を主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応する力をはぐくむ教育に取り組むことから、児童生徒の意識を問う指標としてIIを設定している。
	II 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合(あまっ子ステップ・アップ調査)	75.4%	87.7%	
施策4 子ども・子育て支援	I 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合(市民意識調査)	56.9%	69.2%	子育てに係る環境整備の状況を確認し、市民の実感を測るためにIを、子どもが健やかに育つことができるよう、子ども本人の実感や子どもを取り巻く状況を確認し、自己肯定感を測るためにIIを設定している。
	II 「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の割合(あまっ子ステップ・アップ調査)	79.4%	82.8%	
施策5 地域福祉	I 「困りごとを抱えている人に気づいたら何らかの行動をする(ほっとかない)」と考えている市民の割合(市民意識調査)	56.5%	70.0%	地域のつながりが希薄化するなかで、困りごとを抱えた市民の地域での孤立や排除、課題の深刻化が懸念されている。市民が身近な地域課題を「我が事」として捉え、「ほっとかない」という意識が醸成されているかどうかを測るためにIを、複雑化・複合化した課題の解決に向けIIを設定している。
	II 支援において「スムーズに連携できている」と考えている支援関係者などの割合(地域福祉に関するアンケート調査)	民生児童委員:31.5% 保護司:24.2% 相談支援機関:7.7% (令和2年度実績)	50.0%	
施策6 障害者支援	I 「障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っている」と感じている市民の割合(市民意識調査)	37.5%	47.7%	障害のある人が生活しやすい環境だと市民が感じられるまちは、誰もが安心して暮らすことができるまちにもつながることからIを、障害のある人の自立した地域生活を支えるための住まいの場となるグループホームの定員数をIIに設定している。
	II 市内のグループホームの定員数	552人	741人	

施策	代表指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
施策7 高齢者支援	I 「生きがいを感じることや今後やってみてみたいことがある」と考えている高齢者の割合(市民意識調査)	58.7%	75.9%	高齢者が介護予防などを通じ、身体の健康維持や認知機能の低下予防に努めながら、社会とのかかわりを持ち、生きがいを持って生活ができるような取組が重要であることからIを、今後増加が見込まれる認知症の人を社会全体で見守り、支えるための視点としてIIを設定している。
	II 認知症サポーターの数	24,080人	45,507人	
施策8 健康支援	I 健康寿命の延伸	健康寿命と平均寿命の差 男性 ▲1.63歳 女性 ▲3.59歳 (令和2年度実績)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	市民一人ひとりがライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むことで、健やかで自立した生活を維持できると考えていることから健康寿命の延びを測る。
施策9 生活安全	I 「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合(市民意識調査)	60.6%	80.0%	安全・安心を実感できるまちに向け、それぞれの安心感・住みやすさの実感を確認するため、交通安全・治安の視点でIを、ルール・マナーの視点でIIを設定している。
	II 「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合(市民意識調査)	56.3%	75.9%	
施策10 消防・防災	I 「市の消防・防災体制が安心」だと感じている市民の割合(市民意識調査)	80.8%	90.0%	市の消防・防災の取組の認知度や災害時の対応などさまざまな取組内容についての実感や、公助の進捗を確認するためにIを、自助・共助の面から、行政の取組がどれだけ市民やコミュニティの行動変容につながっているかを確認するためにIIを設定している。
	II 「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合(市民意識調査)	89.2%	100.0%	
施策11 地域経済・雇用就労	I イノベーションに向けて新たな事業にチャレンジする人や事業所数	2,302人・社・件 (平成27年度～令和元年度の累計)	2,500人・社・件 (令和5年度～令和9年度の累計)	市、産業団体、金融機関などが一体となって取り組んでいるイノベーション促進支援、創業支援及び営業力強化支援に資する事業の成果として、地域経済の活性化の視点でIを、全国の雇用情勢と比較し、本市の雇用環境を測るためにIIを設定している。
	II 市内有効求人倍率の全国との比較	1.01 (令和2年度実績)	全国有効求人倍率を上回る	
施策12 環境保全・創造	I 市域における二酸化炭素排出量	2,494kt-CO ₂ (令和2年度速報値)	2,049kt-CO ₂	「尼崎市気候非常事態行動宣言」にもとづき、令和32年(2050年)までに脱炭素社会を実現するためにIを、循環型社会の実現に向け、ごみ減量の視点から「一般廃棄物処理基本計画」で定める焼却対象ごみ量をIIに設定している。
	II 市内の焼却対象ごみ量	130,463t (令和2年度実績)	123,466t	
施策13 都市機能・住環境	I 「現在の住環境が快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合(市民意識調査)	83.8%	90.0%	都市機能・住環境の充実に対し、広くニーズを満たしているかどうかを確認するためにIを、都市機能・住環境を多角的かつ総合的に捉えるため、「地域推奨意欲」、「5年定着率」、「公園利用満足度」、「生活利便施設カバー率」の4つの視点を組み合わせた指数としてIIを設定している。
	II 都市機能・住環境指数	▲3pt	2pt	

尼崎市のあらまし

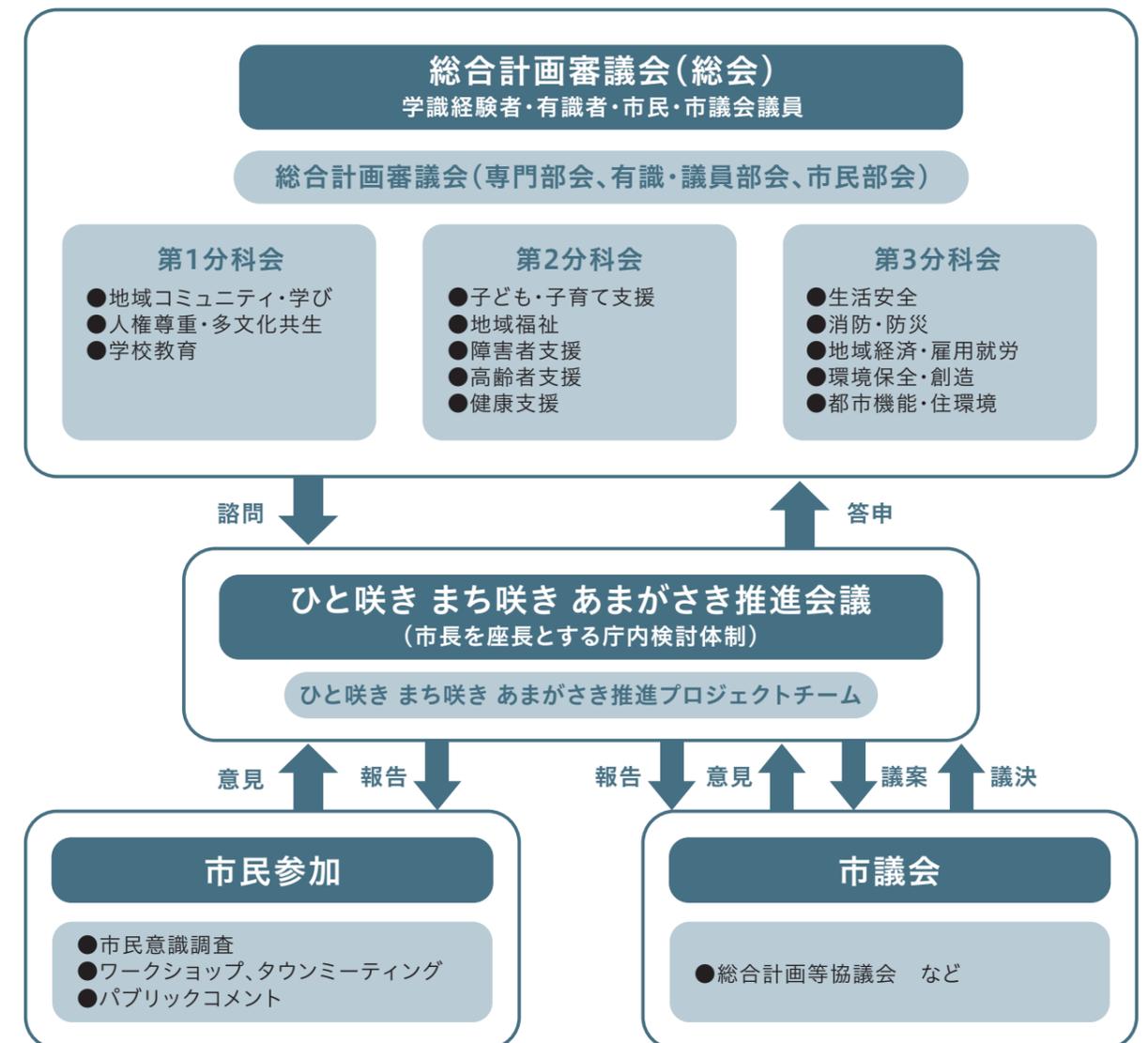
尼崎市は大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、大阪市と神戸市にはさまれた阪神広域圏に属しています。東は神崎川、左門渡川を隔てて大阪市、猪名川をはさんで豊中市、北は伊丹市、西は武庫川を境に西宮市と接しています。南は大阪湾に面しています。

市域の総面積は50.71km²で、市域は丘1つない平坦な土地で、約3分の1にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤となっており、ほぼ全域が市街化されています。

人口は、令和5年(2023年)1月1日現在の推計で455,469人(男219,869人、女235,600人)となっており、世帯数は223,922世帯です。

市制施行は大正5年(1916年)で、その後近隣村との合併や境界変更などを経て、昭和44年(1969年)にはほぼ現在の市域を形成するに至っており、第5次尼崎市総合計画の期間中の平成28年(2016年)には市制100年を迎えました。

尼崎市総合計画策定の体制



総合計画に係るこれまでの取組経過

尼崎市では、昭和44年(1969年)の地方自治法改正による基本構想の策定義務化以降、6次にわたって基本構想を策定してきました。

ここでは、総合計画に係るこれまでの取組経過を振り返っています。

(※平成23年(2011年)の地方自治法改正により、「策定義務」は廃止。)

「まちづくり基本構想」(第1次:昭和46年度(1971年度)～56年度(1981年度)、計画期間11年間)

- 策定当時は高度経済成長が終盤にさしかかる時期であり、産業の急速な発展に伴って、人口の増加が進んでいました(ピークは昭和46年(1971年)の約55.4万人)。一方で、公害の発生や生活関連の都市基盤の未整備が深刻な問題となっていました。
- そうした背景もあり、基本構想は都市像として「快適な職住都市」を掲げ、施策の冒頭に公害対策を挙げているほか、下水道など生活関連都市基盤の整備をまちづくりの主要課題と捉えて構成されています。

「尼崎市総合基本計画」(第2次:昭和55年度(1980年度)～平成2年度(1990年度)、計画期間11年間)

- 「人間性豊かな職住都市」を都市像に掲げ、併せて「生活基盤をととのえる環境都市」「市民経済をつちかう産業都市」「人間社会をきずく市民都市」を打ち出しています。
- 当時の時代背景として、日本全体が高度経済成長の終焉を迎え、安定成長期に移行するなかで、本市においては工場再配置促進法などの影響により、工場の市外流出が進んでいたほか、南部の人口減少と北部の人口増加といった市内の発展バランスの問題などが顕在化しつつありました。
- そうしたこともあり、施策の冒頭には「緑と空間の確保」として生活環境の改善に向けた取組を掲げ、無秩序な土地利用の改善に努めるなど、暮らしやすいまちづくりに向けた方向性が打ち出されています。

「尼崎市総合基本計画」(第3次:昭和61年度(1986年度)～平成7年度(1995年度)、計画期間10年間)

- 都市像や基本理念は第2次のものを継承していますが、時代背景としては産業の構造変化が進むなかで、本市においても南部の工業地帯の空洞化などが問題となっていたため、「産業構造の高度化」が施策として打ち出されています。
- このほかにも、「国際交流の促進」の章の設置、「女性の社会参加の促進」の節の設置など、時代の変化への積極的な対応がみられます。

「尼崎市総合基本計画」

(第4次:平成4年度(1992年度)～令和7年度(2025年度)、計画期間34年間)

- 都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」を掲げ、「文化の創造」「スポーツ・レクリエーション」といった項目が施策として冒頭に挙げられるなど、ライフスタイルの多様化や、都市イメージの向上といった側面への対応が重視されています。
- また、地球環境問題を意識した節の設置や「ノーマライゼーション」の節の設置など、現在につながる問題設定がなされていますが、一方で当時のバブル景気を背景とした積極的な開発志向がみられます。
- 基本構想のもとに、「第1次基本計画」(平成4年度(1992年度)～平成13年度(2001年度))を策定し、文化、産業、環境、生活、人づくりといった5部門の将来像を支えるとともに、都市魅力や防災性の向上、住環境の改善といった観点から積極的な都市基盤の整備が進められました。しかし、これに伴い発行した多額の市債などの償還が、結果として財政を圧迫する大きな要因となりました。
- 続く「第2次基本計画」(平成13年度(2001年度)～平成24年度(2012年度))は、「都市の活力は、まちへの誇りと愛着を持った市民や事業者の主体的な活動や、行政との協働の取組のなかから生まれ、そうした活動の成果が、誇りや愛着をさらに増していく」という考え方のもと、人々の生活と交流などの展開に重点を置いて策定されています。

「尼崎市総合計画」(第5次:平成25年度(2013年度)～令和4年度(2022年度)、計画期間10年間)

- 激しい時代の変化に対応していくため、一定の期間をもって必要に応じ見直しができるよう、まちづくり構想については10年間、まちづくり基本計画については5年間を計画期間として策定されています。
- 市民ニーズが多様化するなかで、特定の都市像を掲げるのではなく、市民が共感できる、めざす尼崎市の将来像を4つの「ありたいまち」として掲げています。その「ありたいまち」の実現に向け、「ありたいまち」の姿とまちづくりを進めていくための基本的な考え方や互いの役割を、市民・事業者等・行政とで共有し、ともにまちづくりを進めていくよりどころとして策定されています。
- 「ありたいまち」の実現に向け、施策間の連携をより意識できるよう施策体系をマトリックス型とし、計画期間中に特に重点的に取り組む項目を「主要取組項目」としてまとめ、また、その取組を推進するための行政運営の基本となる考え方が記載されています。
- 計画を推進していくためには、その取組状況の振り返りを行い、その結果にもとづいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要であり、「計画の推進」として「施策評価」について記載されています。

尼崎市の総合計画と時代背景

総合計画	都市像など	基本理念	まちづくりの主要課題	策定時の時代背景
まちづくり基本構想 (第1次) 昭和46～56年度	快適な職住都市		<ul style="list-style-type: none"> ●公害問題の解決 ●都市環境の改善 ●下水道等生活関連都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●経済の高度成長 ●公害問題など経済成長に伴う「歪み」の顕在化
尼崎市 総合基本計画 (第2次) 昭和55～65年度 (平成2年度)	人間性豊かな職住都市 ●生活基盤をととのえる環境都市 ●市民経済をつちかう産業都市 ●人間社会をきずく市民都市	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で健康に過ごすことができること ●働くにも住むにも便利でくらしよいこと ●生きがいとゆとりのある人生がもらえること 	<ul style="list-style-type: none"> ●南部の人口減少と北部の人口増加 ●市内産業の停滞 ●工場の市外流出に伴う雇用不安 ●住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●高度成長の終焉、安定成長への移行 ●工場再配置促進法などの影響により工場の市外流出が進む
尼崎市 総合基本計画 (第3次) 昭和61～70年度 (平成7年度)			<ul style="list-style-type: none"> ●市域の人口減少 ●南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 ●南部地域の高齢化 ●地価の高騰に伴う宅地の細分化 ●産業と高度化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●急速な円高が進み、産業の構造変化が進む ●老人保健医療の開始 ●男女雇用機会均等法の成立 ●市域の人口減少はペースが鈍化
尼崎市 総合基本計画 (第4次) 平成4～37年度 (令和7年度)	にぎわい・創生・あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> ●人にやさしいまちづくり ●都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり ●個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化を基軸とした都市の魅力の発信 ●南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 ●文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●バブル期の経済成長 ●価値観の多様化、女性の社会進出の進行
尼崎市総合計画 (第5次) 平成25～34年度 (令和4年度)	(4つのありたいまち) 人が育ち、互いに支えあうまち 健康、安全・安心を実感できるまち 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち		<ul style="list-style-type: none"> ●「あるもの」と「つながり」を活かす ●人の育ちと活動の支援 ●市民の健康と就労の支援 ●産業活力とまちの魅力の向上 ●まちの持続可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●低成長 ●成熟社会 ●人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行 ●市民活動形態の多様化 ●東日本大震災
尼崎市総合計画 (第6次) 令和5～14年度	(ありたいまち) ひと咲き まち咲き あまがさき (5つのありたいようす) ●みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ ●ほっとかない。だれも、なにも ●きり拓く。ひと、しごと ●たかまる。便利でご機嫌な暮らし ●ひろげる。一歩先の選択肢		<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・教育 ●生きがい・ささえあい ●脱炭素・経済活性 ●魅力向上・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少社会の進行 ●多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化 ●脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり ●デジタル化の進展 ●産業構造・労働環境の変化 ●災害対策など安全・安心への意識の高まり ●新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常

尼崎市総合計画策定の経過

年月日	会議など	内容
令和2年10月6日	審議会 総会(第1回)	・第6次尼崎市総合計画の策定について(諮問)
11月5日	審議会 市民部会(第1回)	・「尼崎らしさ」について
11月16日	審議会 有識・議員部会(第1回)	・「尼崎らしさ」について
11月24日	審議会 有識・議員部会(第2回)	・「尼崎らしさ」について
11月26日	審議会 市民部会(第2回)	・「尼崎らしさ」の整理について
12月3日	審議会 市民部会(第3回)	・「尼崎らしさ」のまとめ ・まちの将来像について
12月14日	審議会 有識・議員部会(第3回)	・まちの将来像について ・将来像の実現、課題解決に向けてできることについて
12月18日	審議会 市民部会(第4回)	・将来像の実現、課題解決に向けてできることについて
令和3年2月5日	審議会 専門部会(第1回)	・有識・議員部会及び市民部会の検討結果を踏まえたまちづくり構想コンセプト等について
3月9日	審議会 専門部会(第2回)	・まちづくり構想について
3月25日	審議会 専門部会(第3回)	・まちづくり構想について ・尼崎らしいまちのようす・状態について
5月14日	審議会 総会(第2回)	・第6次尼崎市総合計画 まちづくり構想(骨子)について ・まちづくり基本計画策定に向けた分科会の設置について
7月6日	審議会 専門部会(第4回)	・第6次尼崎市総合計画 施策体系(案)について ・第6次尼崎市総合計画 各論の構成(案)について
7月27日	審議会 第2分科会(第1回)	
7月29日	審議会 第1分科会(第1回)	・第6次尼崎市総合計画 施策別の取組(各論)(案)について
8月4日	審議会 第3分科会(第1回)	
8月6日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画の策定に向けた検討状況について
8月26日	審議会 第1分科会(第2回)	
8月30日	審議会 第3分科会(第2回)	・第6次尼崎市総合計画 施策別の取組(各論)(案)について
8月31日	審議会 第2分科会(第2回)	
9月10日	審議会 専門部会(第5回)	・第6次尼崎市総合計画 主要取組項目(たたき台)について ・第6次尼崎市総合計画 まちづくりの総合指標(案)について
9月27日	審議会 専門部会(第6回)	・第6次尼崎市総合計画 施策別の取組(各論)(案)について ・第6次尼崎市総合計画 総合指標・主要取組項目(案)、行政運営(骨子)について
10月1日	審議会 総会(第3回)	・第6次尼崎市総合計画 まちづくり基本計画の検討状況について
10月21日	審議会 専門部会(第7回)	・第6次尼崎市総合計画 計画の背景(案)について
11月2日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画の策定に向けた検討状況について
12月24日	審議会 専門部会(第8回)	・第6次尼崎市総合計画 素案(案)について
令和4年1月14日	審議会 総会(第4回)	・第6次尼崎市総合計画 素案(案)について
2月1日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画(素案)について
3月23日	審議会 総会(第5回)	・パブリックコメントの意見を踏まえた第6次尼崎市総合計画(案)について
4月11日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画(素案)に対する市民意見公募手続の結果等について
4月26日	審議会 総会(第6回)	・第6次尼崎市総合計画 答申(案)について
5月11日	審議会 答申	・答申の手交
5月18日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画(答申)について
6月7日	市議会	・議案「尼崎市総合計画の策定について」の提出 ・総合計画審査特別委員会の設置
6月21日・22日	市議会 総合計画審査特別委員会	・議案審議
6月28日	市議会	・議決
6月28日	尼崎市総合計画の決定	

市民参画

市民意識調査

(1) 調査方法

時期	内容	備考
令和4年2月	第5次尼崎市総合計画策定以降、毎年度市民意識調査を実施	調査対象：市民在住の満15歳以上の男女3,000人 抽出方法：住民基本台帳から無作為に抽出

(2) 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
3,000	43	2,957	1,019	34.5%

(3) 回答者属性

	男性	女性	その他	回答しない	無回答
回答数	429	410	3	9	168
割合	42.1%	40.2%	0.3%	0.9%	16.5%

	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
回答数	91	135	147	183	143	135	158	27
割合	8.9%	13.3%	14.4%	18.0%	14.0%	13.3%	15.5%	2.6%

ワークショップ、タウンミーティング

時期	内容
令和2年1月～2月	「未来から今を考える」ワークショップ
令和3年7月～8月	「尼崎らしい“ミライ”を考える」タウンミーティング
令和4年2月	「尼崎らしい“ミライ”を考える」タウンミーティング“冬”

市民意見公募手続（パブリックコメント）

時期	内容	備考
令和4年2月2日～23日	「尼崎市総合計画（第6次）」（素案）の策定について	提出：7名 件数：18件

尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例

平成24年3月27日 条例第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により尼崎市議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- 本市のまちづくりの構想（まちづくり全般にわたる基本的な方向性を示したものをいう。）の策定、変更及び廃止
- 本市のまちづくりの基本計画（前号の構想を実現するための基本的な計画であって、本市行政の最上位のものをいう。）の策定、変更及び廃止

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

尼崎市総合計画審議会条例

昭和52年10月6日
条例第42号

改正 平成21年5月21日条例第19号
平成30年6月22日条例第33号
令和2年12月25日条例第46号

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、審議会を置く。

(1) 市の総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項

(2) 総合計画の推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、第2項に規定する者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

（会議）

第7条 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

4 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 第3条第4項及び第5項の規定は臨時委員について、第5条第2項及び第3項並びに前2条の規定は部会について、それぞれ準用する。この場合において、第3条第4項中「会長」とあるのは「会長及び部会長」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「第8条第3項」と、第5条第3項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条第1項中「委員（特別委員）」とあるのは「部会に属する委員（特別委員及び臨時委員）」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取等）

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（臨時委員を含む。）以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（昭和53年1月20日規則2号で、昭和53年1月21日から施行）

（招集の特例）

2 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。
（平30条例33・一部改正）

付 則（平成21年5月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年6月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年12月25日条例第46号）

この条例は、令和3年6月27日から施行する。

尼崎市総合計画審議会委員名簿

委員名	役職・職業など
青田 良介	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
勇 正一郎	公募市民委員
稲垣 由子	甲南女子大学 名誉教授
梅谷 進康	桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 教授
大江 篤	園田学園女子大学 学長(令和4年4月1日から)
◎ 加藤 恵正	兵庫県立大学 特任教授
川島 明子	園田学園女子大学 学長(令和4年3月31日まで)
川中 大輔	龍谷大学 社会学部 准教授 シチズンシップ共育企画 代表
楠村 信二	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
小坂 圭一	尼崎商工会議所 副会頭
小森 準平	株式会社神戸新聞社 経営企画局 経営企画部長
瀧川 光治	大阪総合保育大学 児童保育学部 教授
武本 夕香子	弁護士(兵庫県弁護士会)
堂園 隆司	尼崎労働者福祉協議会 代表
徳田 稔	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
中西 志津子	公募市民委員
仁保 麻衣	公募市民委員
畠中 辰彦	公募市民委員
花田 真理子	大阪産業大学大学院 人間環境学研究科 教授
原田 明	公募市民委員
○ 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授
古川 剛	公募市民委員
堀田 博史	園田学園女子大学 人間教育学部 教授
松原 一郎	尼崎市社会福祉協議会 理事長
丸岡 鉄也	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
村田 和也	尼崎信用金庫 執行役員 総合企画部長
室崎 千重	奈良女子大学 生活環境学研究科 准教授
八木 絵香	大阪大学 COデザインセンター 教授
安田 雄策	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
山崎 憲一	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
綿瀬 和人	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)

◎印は会長 ○印は会長職務代理

(敬称略/50音順)

尼崎市総合計画審議会の分科会

	第1分科会	第2分科会	第3分科会
所管する 施策分野	<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティ・学び ●人権尊重・多文化共生 ●学校教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援 ●地域福祉 ●障害者支援 ●高齢者支援 ●健康支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活安全 ●消防・防災 ●地域経済・雇用就労 ●環境保全・創造 ●都市機能・住環境
委員名	川中 大輔 小森 準平 武本 夕香子 原田 明 ○久 隆浩 古川 剛 堀田 博史 八木 絵香	勇 正一郎 稲垣 由子 ○梅谷 進康 川島 明子 瀧川 光治 中西 志津子 松原 一郎	○青田 良介 加藤 恵正 小坂 圭一 堂園 隆司 仁保 麻衣 畠中 辰彦 花田 真理子 村田 和也 室崎 千重

○印は分科会長

(敬称略/50音順)
(令和3年8月31日時点)

尼崎市総合計画審議会への諮問

令和2年10月6日

諮問書

尼崎市総合計画審議会 会長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美

第6次尼崎市総合計画の策定について（諮問）

貴審議会よりいただいた答申に基づき、市議会の議決を経て策定いたしました第5次尼崎市総合計画が令和4年度末をもって10か年の計画期間の終了を迎えます。

この間、我が国においては人口減少、少子・高齢化が加速度的に進行し、人口減少社会における課題が顕在化しつつあり、本市についても同様の状況が見られ、さらには今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会の仕組みそのものが変化しつつあります。こういった将来を見通すことが困難な状況のなか、市民、事業者と目指すべき尼崎市の将来像を共有し、その実現に向けてともにまちづくりを進めていくための指針となる総合計画の重要性を改めて認識しているところです。

令和5年度からとなる次期総合計画の策定にあたりましては、令和2年8月に本市が作成いたしました「次期総合計画策定に向けた第5次尼崎市総合計画の点検」及びその点検結果に対する貴審議会意見を踏まえ、市民、事業者とともにまちづくりを進めるためのビジョンとしての総合計画のあり方や、市民、事業者の価値観等が多様化するなかにあっても、誰もが共感・共有でき、かつ尼崎らしさを組み込んだまちの将来像、そして、まちの将来像の実現のための施策体系や施策の展開方向、次期計画における主要取組項目などについて、具体化を図る必要があります。

以上のことから、次の事項について広範な意見をもとにご審議いただきたく貴審議会に諮問いたします。

- 第6次尼崎市総合計画（まちづくり構想・まちづくり基本計画）の策定について

以 上

尼崎市総合計画審議会からの答申

令和4年5月11日

答申書

尼崎市長
稲村 和美 様

尼崎市総合計画審議会
会長 加藤 恵正

第6次尼崎市総合計画の策定について（答申）

令和2年10月6日に市長から諮問のありました「第6次尼崎市総合計画の策定」について、本審議会において広範な視点から慎重に審議を行った結果、別冊のとおり答申します。

以 上

第 6 次 尼 崎 市 総 合 計 画

発行：令和 5 年 3 月

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課

〒 660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

TEL：06-6489-6138 FAX：06-6489-6793

URL：<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

AMAGASAKI CITY

第6次
尼崎市総合計画

ひと咲き まち咲き あまがさき

